会議概要

1 会議名 第2回安曇野市差別撤廃人権擁護審議会

2 日 時 令和5年8月17日(木)午後2時から午後4時15分

3 会 場 安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール

4 出席者 (敬称略)出井博文、尾臺ゆみ、平倉勝美、丸山文、百瀬陽子、丸山梨

絵、臼井良孔、北村早希、原田邦彦、猿田孝江、塚平一彦、降旗幸子、 本山幸林。不思悠喜。本王太思ス。本山野科

丸山美枝、石田悠真、森下右里子、丸山雅秋

5 関係機関出席者 長野県警察本部 警務課 犯罪被害者支援室係長 室賀拓郎、安曇野警

察署 総務課 被害者支援係 小林生、認定 NPO 法人 長野犯罪被害者

支援センター センター長 鈴木良忠

6 担当課出席者 政策部長 渡辺守、人権共生課長 財津達弥、人権共生係長 櫻井義之、

横川卓史、大場真希、風間瑞穂、生涯学習課長 二木正

7 公開・非公開の別 公開

8 傍聴人 0人 記者 0人

- 1 開会
- 2 あいさつ

(会長あいさつ)

犯罪被害者等支援については、全国の自治体の中で制定されていないところもあり、京アニ事件に居住地による支援の差が浮き彫りになった。日弁連や長野県弁護士会でも条例制定は必要な措置であると申し上げてきたが、まだ安曇野市では制定されていないという現状。至急、制定が必要。中身をどうするかが一番課題なので、皆さんもご意見伺いたい。個人的には内容が不十分だと感じているので、そのあたりもご意見いただきたい。

- 3 【発言者 ◎会長 / ・委員 / ⇒人権共生課】
- (1) 犯罪被害者支援に関する講話

講師:長野県警察本部 警務課 犯罪被害者支援室係長 室賀拓郎氏

警察における被害者支援制度について(①指定被害者支援要員制度、②公費支出制度、③情報 提供制度、④犯罪被害給付制度)、被害者支援の必要性、条例の必要性について

【質疑応答】

・犯罪被害者等の"等"は何を指しているか。

(講師)被害者の家族、ご遺族などが含まれる。

・加害者の家族はどうか。

(講師) 基本的には、警察として被害者の支援を考えているが、被害者でもあり加害者でもあるパターンもありうる。そのような場合は制限がかかることもあるが、支援の対象となる。

- ・日本では、多くの場合、加害者の家族も一体とみられ、被害に遭う可能性もあるのではないか と感じる。
 - (2) 安曇野市犯罪被害者等支援条例(骨子案)について

(人権共生課 説明)

- ◎骨子案の「犯罪等」、の犯罪が包括的に見えるが、給付の際には対象の絞り込みがあると認識しているがいかがか。
- ⇒条例では、国に合わせて「犯罪等」の用語を定義しているため、絞っているわけではないが、 支援金の給付に関しては、犯罪の類型を絞らせていただく予定。
- ◎それは条例の文言で規定するということか。
- ⇒要綱上で絞る予定。
- ◎条例は議会を通すが、要綱は通さないで作ることが可能なため、行政に一任される。明石市では、金額が明示されている。対象や金額が明示されている方が望ましいのではないか。ただ、金額を上げようとする時など、条例を改正するには議会を通す必要があるというデメリットはある。佐久市をモデルにしたということだが、犯罪被害者条例の必要性に関してはご理解いただけたということでよいか。

(一同、異議なし)

- ◎内容が重要である。犯罪はごく身近に起きる。性犯罪は再犯率が高い。再犯防止プログラムは、この国ではできておらず、刑事政策は遅れている。安曇野市でも犯罪は起きているのに、実感がないのが現状。性犯罪は対象か。財産犯はどうなるか。
- ⇒支援金については性犯罪も対象となる。財産犯でも強盗致傷、強盗殺人などは含まれる。業務 上過失致死傷は含まれない。
- ◎支援金について、国の支給には時間がかかるため、その前に自治体で支援するということで、この条例が必要だが、佐久市の遺族支援金は30万。ほとんどの自治体でこの金額を設定しているが、この金額では到底足りないという多くの意見が私の耳には届いている。ただ、京アニ事件でもあったように、自治体間のばらつきがあるのは良くないという意見もあったり、自治体の大きさにもよるところがある。今後、この金額の増額と対象の範囲を広げる検討を。
- ・どこまで安曇野市として支援ができるかというところで、物心両面での支援になると思う。佐 久市では要望があって4年ほどかかってできているが、安曇野市でも支援についても機運が出 てきたので、速やかに制定することが大事。財政については、各自治体で同様のものが出せる という内容も同じものでよいのではないか。件数も想定できないので持続可能性も大事、安曇 野市が健全な財政を保てるかは支援に関わる。
- ◎市としても年内の条例制定を目指している。パブリックコメントも至急行う予定とのこと。予算についても継続性との兼ね合いもあるが、他の自治体と横並びでよいのか。足りないのではないか。内容について、警察のお立場からご意見いただきたい。

(長野県警察本部)

予算については、ここ数年の発生状況等を勘案して必要な額を算出した方が、より説得力のある数字になるのではないか。

- ⇒発生状況などは、警察から情報提供いただきたい。
- ・支援金の金額は、30万で十分かと言われても、多い方がいいとは思うが計りしれない。根拠と なるものがあれば議論しやすい。
- ⇒支援金の金額については、国家公安委員会 警察庁から出された「犯罪被害者等施策」を参考 にしているが、その中で「全国的に同水準の見舞金制度が導入されるように」と示されており、 同水準の制度の検討が重要と考えている。この同水準というのが、現在のところ 30 万がスタ ンダード。条例には金額まで盛り込まず、経済的給付の必要性を記し、具体的な支援内容等は

要綱で検討したい。国も動きがあるので、今後の動向によって、支援の内容も見直しができる よう方向性を定めていきたい。

- ・安曇野市内で多いのは覚せい剤、窃盗。次いで詐欺が多いが、詐欺の被害は 10 万程度から 3 億まで大小様々。それに対して、一律に支援金をというのは難しい。条例を基本として、金額等の変更のありそうな事項については、要綱で動きやすいようにしておくのがよいのではないか。寄り添うことを一番に、被害に遭った方の状況に合わせた身の丈に合った支援ができるような形がよい。
- ・早く条例を作ることが先決。支援金については、要綱で定めればよい。
- ⇒被害に合わせた支出というのは、技術的に難しい。要綱で金額を定めておけば、迅速に支出で きるということにもなる。
- ・被害は突然なので、とりあえずまずお金が必要。迅速さは大切。
- ・被害者遺族は精神的にも追い詰められ、家族関係もうまくいかなくなるケースもある。寄り添っていくことが大切で、そのための条例は必要だと感じる。
- ・市町村は一番身近な行政。迅速さが求められる。県、国、加害者等からもお金をもらえるかも しれないが、まずは市が手を差し伸べられることが大事。迅速に決まった金額を出す形で進め てもらいたい。もう一つ、心の面。相談体制の整備が必要。
- ⇒相談については、当課が窓口となるように検討を進めている。必要書類の手配等も支援する。 支援体制の整備として支援窓口の設置とその周知は行う予定。相談や問い合わせがあれば、関 係部署と支援チームのような形でサポートできる体制を整える。警察や犯罪被害者センターと も連携を取ってサポートにつなげたい。
- ・加害者側の精神的サポートも必要ではないか。
- ⇒現在、福祉の方で策定中の地域福祉計画の中に再犯防止計画を入れるようになっている。
- ◎加害者の家族はどうか。
- ⇒そこも盛り込めるよう検討したい。
- ・実際にその立場になったら、外に出て手続きなんてできないと思う。被害者の方に来ていただく前提ではなく、家に行って状況を把握することが必要。一歩踏み込んだ対応が求められているのではないか。見舞金の30万については、気持ち程度だと感じる。
- ⇒窓口で待つのではなく、こちらから電話等でコンタクトをとり、場合によってはお伺いするような形での支援も検討したい。
- ◎対応件数にもよるが、多くないのであれば可能かもしれない。
- ・電話で確認が基本だが、家から出られないというところを前提に考えてほしい。
- ◎年間数件を想定しても、支援金の引き上げは難しいか。
- ⇒できる限り同水準の見舞金制度が導入されるようとなっているため、難しい。
- ◎安曇野市の水準に全国で合わせるような形を、市で率先して巻き起こすのは難しいか。
- ⇒要綱制定については、庁内でも検討する。ご意見をいただいたということは庁内でも報告し、 具体的な制度については考えていきたい。
- ・支援の窓口について、支援をコーディネートする人が必要。行政の制度やもっと身近なインフォーマルな支援につなげるコーディネーターがいる方がよいのでは。また、人権共生課が窓口となるようだが、相談に関して専門的ではないので、社協や保健師、生活保護担当者などケースマネジメントができる方が寄り添い、コーディネートできる立場にいた方がよい。すごくつ

らい経験をした人に寄り添うのは精神的負担があるので、専門家を入れた方がよい。

- ・居住の安定について、再犯防止の立場から、加害者も公営住宅の優先入居がある。公営住宅で は被害者と加害者が隣り合う可能性もある。良い解決策はあるか。
- ⇒ケースバイケースだと思うが、十分に配慮しながら進めていく。
- ・中長期的支援について、初期の警察の支援があるはずなので、警察との連携が重要。被害者が 市役所に出向かなければいけない、サービスの内容を知ってなければならない、という状況は 難しい。8月から県でパートナーシップ制度も始まったが、どこまでが家族として扱われるの か。パートナーシップ制度を利用していないと証明できるものもない。婚姻している家族だと しても、同居していればいいのか、世帯が別だとだめなのか、どこまでが対象となるのかとい うところが気になる。
- ◎横断的な発想が必要。いろいろな申請の手続きなどの負担軽減には、警察と市との連携が必要だが、そういった事案が発生した場合、警察から連絡はあるのか。

(長野県警察本部)

- ・積極的にお知らせするということはないが、対象となる事件が発生した場合に、被害者に同意 を得て、市の担当者も同席して制度やサービスの説明をするなどの形でつなぎができれば、支 援につながるのではないか。
- ◎本日のご意見を受けて条例制定の手続きに入る。今後はパブリックコメントの実施となるが、 委員の皆様もコメントは可能。あるいは陳情や請願などもあるかと思うので対応お願いしたい。

(3) その他

(犯罪被害者支援センター)

犯罪被害者支援センターでは、被害者やそのご家族に対し、相談や付き添い、生活支援などの サポートを行っている。ぜひ、全市町村で条例制定してほしい。これは被害者の声でもある。

4 閉 会

(以 上)